日向市耐震改修促進計画

平成２２年３月
平成２８年３月(改定)

日向市

目　　　次

はじめに・・・・・1
1　計画策定の背景・・・・・1
2　日向市耐震改修促進計画の位置付け・・・・・1

第１章　建築物の耐震化の実施に関する目標設定・・・・・2
1　想定される地震の規模及び想定される被害の状況・・・・・2
2　耐震化の現状と目標設定・・・・・3

第２章　建築物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修の促進を図るための施策・・・・・9
1　耐震診断、耐震補強設計及び改修工事に係る基本的な取組方針・・・・・9
2　耐震診断、改修の促進を図るための支援策・・・・・9
3　安心して耐震改修を行うことができる環境の整備・・・・・12
4　地震時の総合的な安全対策を図るための取組・・・・・13
5　地震発生時に通行を確保すべき道路の指定・・・・・13

第３章　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項・・・15
1　地震被害想定結果等の周知・・・・・15
2　パンフレットの作成・配布、木造住宅耐震化相談会・出前講座等の開催・・・・・15
3　リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・16
4　自治会等との連携・・・・・16
5　耐震改修工事現場への「のぼり旗」の掲示・・・・・16

第４章　建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方・・・・・17
1　耐震改修促進法による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施・・・・・17
2　耐震診断又は耐震改修の指導等の方法・・・・・19
3　建築基準法による勧告又は命令等の実施・・・・・19
4　耐震改修促進法による耐震診断又は耐震改修の指導等、
建築基準法による勧告又は命令についての県との連携・・・・・19

第５章　その他建築物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修の促進に関し必要な事項・・・21
1　関係団体との連携・・・・・21
2　その他・・・・・21

はじめに

１　計画策定の背景

（１）住宅・建築物の耐震化の重要性

阪神・淡路大震災（平成７年１月発生）では６，４３４人の尊い命が奪われました。

このうち地震による直接的な死者数は５，５０２人であり、さらにこの約９割の４，８３１人が住宅・建築物の倒壊等による圧迫死であったと言われています。

我が国では、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、大規模地震発生に対する総合的かつ速やかな地震防災対策の推進が必要であり、地震による死者や経済被害を減らす対策として、住宅・建築物の耐震化を図ることが特に重要とされています。

（２）「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）の改正

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、国は、中央防災会議における目標「今後１０年間に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させる。」、及び住宅・建築物の地震防災推進会議の提言「住宅及び特定建築物の耐震化率の目標を９０％とする。」を踏まえ、平成１８年１月に耐震改修促進法の一部を改正しました。

改正された耐震改修促進法では、計画的な耐震化の推進のため、国は「基本方針」、都道府県及び市町村は「耐震改修促進計画」を作成することが規定されたことのほか、建築物に対する指導等の対象となる特定建築物の種類の拡大、耐震改修促進法に基づく指導・助言等の強化、耐震化に係る支援措置の拡充等が新たに規定されました。

２　日向市耐震改修促進計画の位置付け

改正された耐震改修促進法に基づき、国により平成１８年１月に「基本方針」が、宮崎県により平成１９年３月に「宮崎県建築物耐震改修促進計画」が策定されました。本市においても「日向市地域防災計画」を上位計画とし、「日向市建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）」を平成２２年３月に策定し、地震の被害から市民の生命・財産を守るため、住宅・建築物の耐震化を積極的に促進してきました。

促進計画策定以降、平成２３年に発生した東日本大震災などを背景に平成２５年には再び法改正が行われ、建築物の地震に対する安全性の向上を一層推進するため、すべての建築物の耐震化の努力義務、不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表などの規制強化と建築物の耐震化の円滑な促進のための措置が盛り込まれました。

さらに南海トラフ巨大地震の切迫が指摘されているなど、近年の社会情勢の変化に対応していく必要があることから、市内の建築物の耐震診断①及び耐震改修②の一層の促進を図るため、促進計画を改定し、建築物の耐震化の促進に向けて取組を進めていきます。

改定する本促進計画の計画期間は、平成２８年度から平成３７年度とします。

第１章　建築物の耐震化の実施に関する目標設定

１　想定される地震の規模及び想定される被害の状況

宮崎県における過去の地震の発生状況をみると、日向灘沖を震源としたマグニチュード７クラスの地震がほぼ十数年から数十年に一度の割合で発生しているほか、えびの市、小林市付近でもマグニチュード６クラスの地震が発生しています。また、東南海・南海地震の想定震源域では約１００～１５０年の間隔で大規模な地震が発生しているとともに、静岡県の駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフ全体を１つの領域として考え、科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ巨大地震が想定されています。

こうした過去の地震や地震環境を踏まえた宮崎県の地域防災計画（平成２７年３月）[1)]では、地震の規模及び被害を地震のケースごとに表１-１のように想定しています。これを受け、日向市地域防災計画（平成２８年１月２２日現在）[2)]では、日向灘北部地震による市の被害を表１-２のように想定しています。

表１-１　宮崎県の被害想定結果の概要

項目		日向灘南部地震	日向灘北部地震	えびの・小林地震	東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震 内閣府モデル	南海トラフ巨大地震 県独自モデル
地震の規模	マグニチュード	7.5	7.5	6.5	8.6	9.1	
	最大震度	6 強	6 強	6 強	6 弱	7[3)]	
最大津波高さ		約 5m	約 5m	－	約 6m	約 17m	
人的被害（死者数）	揺れによるもの	約 880	約 330	約 110	約 20	約 42,000	約 35,000
	津波によるもの	最大約 670	最大約 670	－	約 670		
建物被害（全壊棟数）	揺れによるもの	約 22,600	約 14,400	約 4,400	約 700	約 83,000	約 89,000
	津波によるもの	最大 5,200	最大 5,200	－	約 5,200		

「宮崎県地域防災計画（平成２７年３月）」　より

表１-２　南海トラフ巨大地震における本市の被害想定結果の概要

（単位：人・棟）

項目		想定ケース①	想定ケース②
地震の規模	マグニチュード	9.1	
	震度	7	
建物被害（揺れによる全壊）（棟）（冬 18 時）（被害率）		約 4,900	約 4,900
建物焼失件数　（棟）（冬 18 時）		約 70	約 100
建物倒壊による人的被害（冬深夜）	死者（人）	約 370	約 370
	重軽傷者（人）	約 1,600	約 1,600

「日向市地域防災計画（平成２８年１月２２日現在）」　より

想定ケース①：内閣府（2012）が設定した強震断層モデル（陸側ケース）及び津波断層モデル（ケース⑪）を用いて、県が独自に解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

想定ケース②：県が独自に設定した強震断層モデル及び津波よる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

---

1) **宮崎県地域防災計画**　：　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づいて設置された宮崎県防災会議が策定する計画。

2) **日向市地域防災計画**　：　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に基づき、日向市防災会議が作成する計画。

3) **震度７の地震**　：　立っていることができず、這わないと動くことができない。固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。耐震性の低い木造住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。（気象庁震度階級関連解説表より）

２　耐震化の現状と目標設定

耐震改修促進法第４条第１項の規定に基づき、国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成２５年１０月２９日国土交通省告示第１０５５号）」に則し、本市においては、住宅、特定建築物[4)]及び市が所有する公共建築物について各々の建築物用途ごとに耐震化の目標を定めます。

（1）住宅

平成２５年の住宅・土地統計調査[5)]をもとに推計すると、表１-３のとおり、平成２７年３月末時点の市内の住宅総数は約２５，０００戸です。国の耐震化率[6)]の推計方法に準じて算定すると、このうち約１８，６００戸（７４．４%）の住宅が耐震性を満たしていると見込まれます。一方、約６，４００戸（２５．６%）の住宅が、必要な耐震性を満たしていないと見込まれます。

表１-３　住宅の耐震化の現状と耐震化の目標　　（平成２７年３月末現在／単位：戸）

区　分	住 宅 数 ① （②＋④）	昭和56年5月以前の住宅②	うち耐震性有 ③	昭和56年6月以降の住宅 ④	耐震性有住宅数⑤ （③＋④）	耐震化率 （⑤／①）（%） 平成26年度末	耐震化率の目標（%） 平成32年度末
木　造 戸　建	18,700	7,300	1,200	11,400	12,600	67.4	
共　同 住宅等	6,300	1,500	1,200	4,800	6,000	95.2	
合　計	25,000	8,800	2,400	16,200	18,600	74.4	90

※　平成２５年住宅・土地統計調査等のデータをもとに、国の耐震化率の推計方法に準じて算定した平成２７年３月末での推計値

※参考資料　宮崎県の住宅の耐震化の現状　（平成２５年１０月現在／単位：戸）

区　分	住 宅 数 ① （②＋④）	昭和56年5月以前の住宅②	うち耐震性有 ③	昭和56年6月以降の住宅 ④	耐震性有住宅数⑤ （③＋④）	耐震化率 （⑤／①）（%） 平成25年度
木　造 戸　建	314,000	125,000	20,600	189,000	209,600	66.7
共　同 住宅等	144,200	29,400	23,200	114,800	138,000	95.7
合　計	458,200	154,400	43,800	303,800	347,600	75.9

（平成２５年住宅・土地統計調査による）

---

4) **特定建築物**　：　法第 14 条に規定する一定規模以上の建築物（対象用途及び規模要件は表 4-2, P21 参照）で、昭和 56 年 6 月以降に着工したものを含む。
(1) 多数の者が利用する建築物（法第 14 条 第 1 号）
(2) 危険物を取り扱う建築物（法第 14 条 第 2 号）
(3) 本促進計画に定めた道路を閉塞させる建築物（法第 14 条 第 3 号）

5) **住宅・土地統計調査**　：　我が国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が 5 年ごとに実施している。

6) **耐震化率**　：　耐震性を有する住宅・建築物数（昭和 56 年 6 月以降の建築物数＋昭和 56 年 5 月以前の建築物のうち耐震性を有する建築物数）が住宅・建築物総数に占める割合。

一方、平成２０年及び平成２５年の住宅・土地統計調査をもとに推計すると、平成２５年までに耐震改修を実施した住宅（持ち家）の戸数は、表１-４のとおりであり、昭和５６年５月以前に建築された住宅の耐震改修は平成２５年までに３８０戸実施されているものと見込まれます。

表１-４　昭和５５年以前の住宅（持ち家）の耐震改修状況
（平成２０年・平成２５年住宅・土地統計調査による／単位：戸）

区　分	総　数	うち耐震工事済 （H21～H25）
木造戸建	7,340	330
共同住宅等	1,650	50
合　　計	8,990	380

地震による人的被害を半減させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組む必要があり、住宅の耐震化率を平成３２年度末で９０％とすることを目標とします。

平成３２年度末の住宅の耐震化率は、１０年間の自然更新等により７８．３％と推計されることから耐震化率を９０％とするためには、約３，０００戸の耐震改修が必要となります。

住宅戸数の推移（推定）

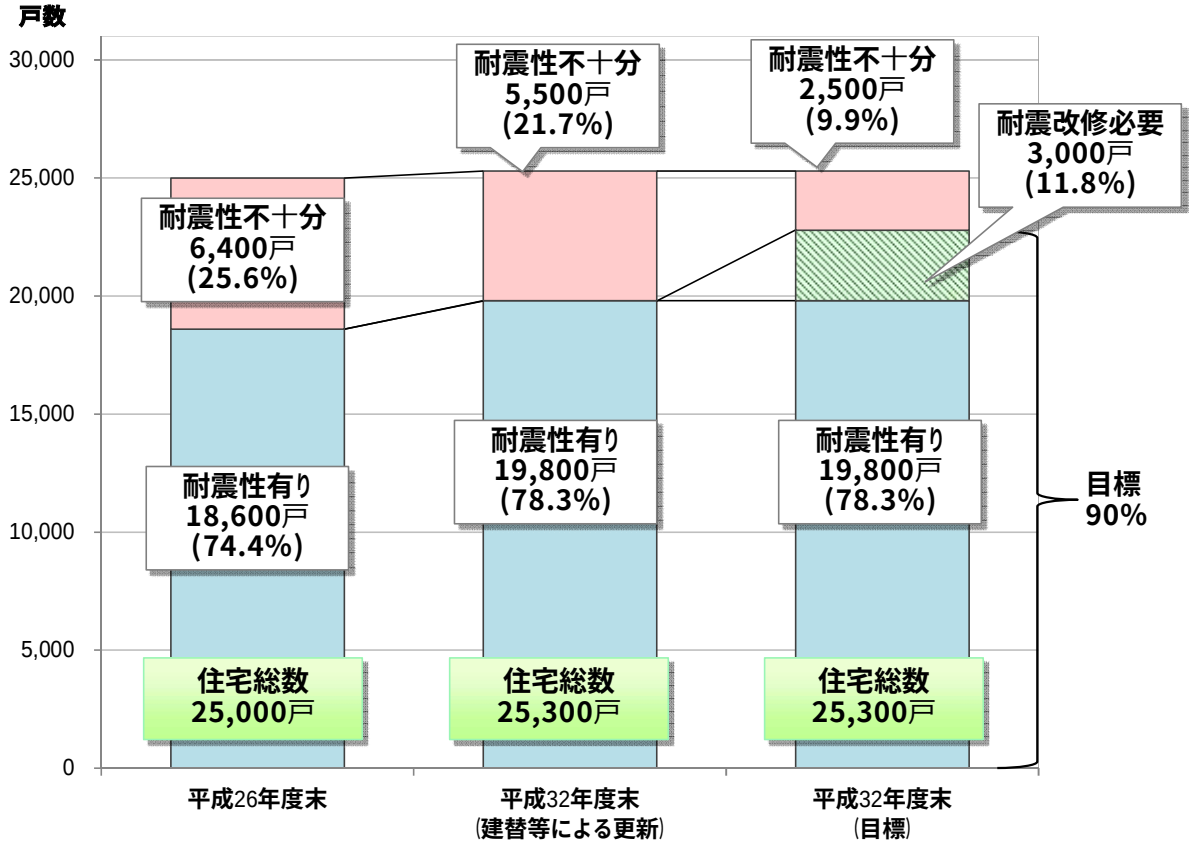

（２）特定建築物

実態調査及び国の推計方法に基づき推計した特定建築物の耐震化率は、表１-６のとおりであり、耐震改修促進法第１４条第１号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という）の耐震化率は８３．３％となっています。

昭和５６年５月以前に建築された多数の者が利用する特定建築物８３棟のうち耐震診断実施済みのものは５５棟（耐震診断未実施２８棟）で耐震診断実施率は６６．２％です。耐震診断の結果、耐震性無しは１２棟、うち耐震改修実施済みのものは７棟、未改修のものは５棟です。

地震による経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きな特定建築物の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、特定建築物の耐震化率を平成３２年度末で９１％とすることを目標とします。

なお、市有建築物については耐震化率を９８％、民間建築物については８５％を目標とします。

表１-５　特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標　（単位：戸）

区　分	建築物数 ① （②＋④）	昭和56年5月以前の建築物② うち耐震性有③	昭和56年6月以降の建築物④	耐震性有建築物数⑤ （③＋④）	現状の耐震化率 (⑤/①)(%) 平成26年度末	耐震化率の目標（％） 平成32年度末
法第14条第１号	198	83 50	115	165	83.3	91
法第14条第２号	29	9 1	20	21	72.4	
法第14条第３号	42	16 0	26	26	61.9	
合　計	269	108 51	161	212	78.8	

表１-６　特定建築物の耐震化の現状及び耐震化の目標

（平成２７年３月末現在／単位：棟・%）

特定建築物 法	用途			建築物数 ① (②＋③)	昭和 56 年 5 月以前の建築物 ②	昭和56年 6月以降の建築物 ③	耐震性有建築物数 ④	耐震化率 (④/①) (%) 27年3月末	耐震化率の目標 (%) 32 年度末
多数の者が利用する施設　法第14条第1号）	災害時に拠点となるべき施設	市役所、消防署、幼稚園、小・中学校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等		74	32	42	67	90.5	95
			市有建築物	44	29	15	39	88.6	95
			民間建築物	30	3	27	28	93.3	95
	不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等		23	8	15	16	69.5	87
			市有建築物	5	1	4	4	80.0	100
			民間建築物	18	7	11	12	66.6	85
	特定多数の者が利用する建築物	市営住宅、寄宿舎、下宿、事務所、工場等		101	43	58	82	81.1	89
			市有建築物	48	22	26	48	100.0	100
			民間建築物	53	21	32	34	64.1	80
	計			198	83	115	165	83.3	91
			市有建築物	97	52	45	91	93.8	98
			民間建築物	101	31	70	74	73.2	85
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				29	9	20	21	72.4	
(法第 14 条第2号)			市有建築物	0	0	0	0	-	
			民間建築物	29	9	20	21	72.4	
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の進行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物				42(0)	16(0)	26 (0)	26 (0)	61.9	
(法第 14 条第3号)			市有建築物	2	0	2	2	100.0	
			民間建築物	40	16	24	24	60.0	
合計				269	108	161	212	78.8	
			市有建築物	99	52	47	93	93.9	
			民間建築物	170	56	114	119	70.0	

※ 実態調査及び国の推計方法を基に耐震化率を推計

※（ ）内は、平成 32 年度までに耐震化を図る、地震時に通行を確保すべき道路（耐震改修促進法第５条第３項第３号に基づき指定する道路）に面する特定建築物数であって１号、２号の特定建築物と重複するもの（内数）

（３）市有施設（多数の者が利用する特定建築物）

特定建築物のうち、市有施設は、多数の市民に利用されることや災害時の活動拠点、避難施設になること、さらに、民間建築物の耐震化を先導していく役割を担うことから、積極的に耐震化を促進しなければなりません。

表１-７のとおり、市有施設（特定建築物）は９７棟あり、このうち９１棟（９３．８％）の建築物が必要な耐震性を満たしていると見込まれます。一方、６棟（６．２％）の建築物が必要な耐震性を満たしていないと見込まれます。

なお、昭和５６年５月以前に建築された特定建築物５２棟のうち、耐震診断実施済みのものは５１棟で耐震診断実施率は９８．０％です。また、このうち耐震性無しが１２棟あり、耐震改修実施済みのものは７棟、未改修のものは５棟となっています。

市は、耐震性が不足している建築物について耐震化（実施方法は、耐震補強、建替え、解体、用途廃止等）を図り、耐震化率を９８％とすることを目標とします。

表１-７　市有施設（特定建築物）の耐震化の現状と目標

（平成２７年３月末現在／単位：棟・％）

建築物の用途	建築物数 ① （②＋③）	昭和 56 年 5 月以前の建築物 ②	昭和56年 6月以降の建築物 ③	耐震性有建築物数 ④	耐震化率 （④／①） （％） 平成 26 年度末	耐震化率の目標（％） 平成 32 年度末
(1) 災害時の拠点となる建築物	44	29	15	39	88.6	
(2) 不特定多数の者が利用する建築物	5	1	4	4	80.0	
(3) 特定多数の者が利用する建築物	48	22	26	48	100.0	
合　計	97	52	45	91	93.8	98

（４）重点的に耐震化を進める区域の設定

日向市においては、重点的に耐震化を進める区域を、総合的な防災上の観点と、市内の耐震化の現況から、次のとおり設定します。

○密集市街地・・・密集市街地は、地震の発生により住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火によって避難や救急・消火活動が妨げられ、大規模な市街地火災が引き起こされるなど、広範かつ甚大な被害につながるおそれがあります。
このため、密集市街地における住宅及び建築物の不燃化・耐震化を重点的に促進します。
本市では、細島東部地区が該当します。

○大きな揺れ、液状化が見込まれる地区・・・「揺れやすさ・液状化危険度マップ」で揺れや液状化による建物被害等の危険性が高いと見込まれる地区は、市全体の地震被害の最小化を目指す観点から重点的に耐震化を促進します。本市では、富高地区、日知屋地区、財光寺地区、細島地区、幸脇地区、美々津地区が該当します。

第２章　建築物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修の促進を図るための施策

１　耐震診断、耐震補強設計及び改修工事に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、大地震時に耐震性が不足している建築物が及ぼす影響について、自らの問題、地域の問題として意識し、耐震化に取り組むことが不可欠です。また、市はこうした所有者等に対して耐震性の向上に向けた意識の啓発に取り組むとともに、所有者等の取組をできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断、耐震補強設計及び改修工事が行いやすい情報の提供等を含めた環境の整備や支援制度の充実など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

（１）建築物所有者の役割

建築物所有者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努め、さらに既存耐震不適格建築物[7)]の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めることとします。

（２）市の役割

市は、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。また、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組みます。

所管行政庁[8)]である市は、建築物の所有者に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行います。

２　耐震診断・改修の促進を図るための支援策

市は、建築物の所有者に対し耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、その耐震化への取組をできる限り支援する観点から、耐震診断、耐震補強設計及び改修工事等の補助制度、国の支援制度の周知、また融資制度等の活用を図り、建築物の耐震化を促進します。

（１）耐震診断、改修設計及び改修工事の補助制度の運用

県及び市は、建築物の所有者に対し、耐震診断、改修設計及び改修工事に要する費用の補助等（表２－１）による支援を行います。

---

7) 既存耐震不適格建築物　：　昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物であり、耐震性が不十分な建築物のこと。

8) 所管行政庁　：　建築主事を置く市町村の区域においてはその市町村（宮崎市、都城市、延岡市、日向市）の長で、その他の市町村の区域は都道府県知事である。

表２-１　補助制度等の概要　　**（平成２７年１２月現在）**

区分	【事業名】概要	補助率			
		全体	国	県	市町村
ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ派遣	木造住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修について、耐震診断士を派遣し相談及び説明を無料で実施します。	10/10	1/2	1/4	1/4
木造住宅耐震診断	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅の耐震診断について、その費用の一部を補助します。（上限￥54,000、別途要件あり）	9/10	1/3	17/60	17/60
		※　別途、(一財)宮崎県建築住宅センターが 6 千円を補助			
木造住宅耐震補強設計	耐震診断の結果、上部構造評点[9)]が 1.0 未満の場合、耐震補強設計について、その費用の一部を補助します。 （上限額￥100,000、別途要件あり）	2/3	1/3	1/6	1/6
木造住宅耐震改修	耐震診断の結果、上部構造評点[9)]が 0.7 以上 1.0 未満の場合、耐震改修工事について、その費用の一部を補助します。 （上限額￥500,000、別途要件あり）	1/3	1/6	1/12	1/12
	耐震診断の結果、上部構造評点[9)]が 0.7 未満の場合、耐震改修工事について、その費用の一部を補助します。 （上限額￥750,000、別途要件あり）	1/2	1/4	1/8	1/8
社会福祉施設整備	（次世代育成支援対策施設整備費交付金） ・対象：市町村が施設を整備する保護施設、児童福祉施設、障がい者施設、その他の施設 ・概要：介護保険施設等の整備に要する費用の補助	3/4	1/2	1/4	－
	（地域医療介護総合確保基金） ・対象：社会福祉法人等が整備する地域密着型施設等 ・概要：社会福祉施設等の整備に要する費用の補助	10/10	2/3	1/3	－
保育所等整備	（保育所等整備交付金） ・対象：保育所、幼保連携型認定こども園の保育部分、保育所分園、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分 ・概要：保育所等及び保育所機能部分の整備に要する費用の一部を交付	3/4	1/2 (2/3)	－	1/4 (1/12)
認定こども園施設整備	（認定こども園施設整備交付金） ・対象：幼保連携型認定こども園の教育部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分、幼稚園 ・概要：幼保連携型認定こども園、又は幼保連携型の要件を満たす保育所型認定こども園の幼稚園機能部分等の整備に要する費用の一部を交付	3/4	1/2	－	1/4
要安全確認計画記載建築物	【耐震対策緊急促進事業】 ・対象：「緊急輸送道路等の通行障害建築物」及び「防災拠点建築物」 ・概要：耐震診断や耐震改修、建替え等に要する費用の補助	※　地方公共団体において補助制度を整備している場合に限り、国としての追加支援策が講じられます。			

9) 上部構造評点 ： 住宅の耐震性能を表す指標で、大規模地震発生時に必要とされる耐力に対する建物が持つ耐力の割合。1.0 を下回ると大規模地震発生時に倒壊する可能性があります。
上部構造評点＝（建物が持つ耐力）/（大規模地震発生時に必要とされる耐力）

（２）国の支援制度の周知

県及び市は、国等の支援制度（耐震改修促進税制・住宅ローン減税（表２-２）及び耐震改修融資制度等（表２-３））の周知を図ります。

表２-２　耐震改修税制等の概要　（平成２８年３月現在）

区分	概要	
住宅の耐震改修促進税制	所得税	平成 31 年 6 月 30 日までに行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の 10%相当額（上限 25 万円）を所得税から控除
	固定資産税	平成 30 年 3 月 31 日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産税額（120 ㎡相当部分まで）を１年間１／２に減額（ただし、通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は２年間１／２に減額）
建築物の耐震改修促進税制	法人税・所得税	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、平成 27 年 3 月 31 日までに耐震診断結果の報告を行った者が、平成 26 年 4 月 1 日からその報告を行った日以後５年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価額の 25%の特別償却
	固定資産税	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に政府の補助を受けて改修工事を行った場合、固定資産税額を２年間１／２に減額（改修工事費の２．５%が限度）
住宅ローン減税	所得税	耐震改修工事を行い、平成 31 年 6 月 30 日までに自己居住の用に供した場合、10 年間、ローン残高の１%を所得税額から控除（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100 万円以上の工事が対象）

表２-３　耐震改修融資制度等の概要　（平成２８年３月現在）

区　分	【　融資制度名　】概要
個人向け	【住宅金融支援機構】 ・融資限度額：1,000万円（住宅部分の工事費の 80%が上限） ・金　　利：償還期間 10年以内 0.98%、11年以上 20年以内 1.10%（平成 28年3月１日現在） ・保　証　人：不要 死亡時一括償還型融資の場合 融資限度額：1,000万円（住宅部分の工事費が上限） 金利：0.90% 保証人：(一財)高齢者住宅財団による保証
マンション管理組合向け	【住宅金融支援機構】 ・融資限度額：500万円/戸(共用部分の工事費の 80%が上限) ・金　　利：償還期間 10年以内 0.71%（平成 28年3月１日現在） ・保　証　人：必要 ※　上記は、(公財)マンション管理センターの保証を利用する場合

３　安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

建築物所有者が、安心して耐震診断及び耐震改修が行えるよう、相談窓口の設置や情報等の提供等を含めた環境の整備に努めます。

（１）専門技術者の養成・紹介体制の整備

市民が耐震診断、耐震補強設計及び改修工事を依頼する際に安心して相談できる専門技術者の確保を図るため、県と連携して建築士を対象とした講習会を毎年実施し、「木造住宅耐震診断促進事業（木造住宅の耐震診断）を行う専門技術者「宮崎県木造住宅耐震診断士」を養成・登録するとともに市の建築住宅課窓口にその名簿を配架し、耐震診断士に関する情報の提供を行います。

（２）相談窓口の設置・活用による相談体制等の充実

市民からの住宅等の耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修に関する問い合わせ等に対応するため、市の建築住宅課に設置している建築物の耐震化に関する相談窓口を活用し、多様な相談にも対応できるよう、日向市建築物安全安心推進協議会[10)]と連携し、相談体制や情報提供の充実を図ります。

（３）広報等の活用

「広報」や「ホームページ」等を活用し、木造住宅の耐震診断、耐震補強設計及び改修工事の必要性や改修方法等を積極的にＰＲします。

（４）リフォームに関する情報について

現在インターネット上で多様な機関から、住宅に関する様々な情報提供が行われていますが、県では、住まいづくりを考える方々の安全・安心な住生活を支援するために「みやざき住まいの安心情報バンク」（ゆとりネット）をホームページで開設しています。

ア　住宅の建設やリフォーム、耐震診断、税金、公営住宅の募集情報など

イ　住まいに関する団体のホームページとリンク

（ http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kenchikujutaku/shakaikiban/sumai/yutori-net/index.html ）

また、「住まいの情報発信局」は、住宅関係団体や、公的機関の幅広い参加により運営される住宅に関するポータルサイトで、中立性、信頼性が高く、より役に立つ住宅情報を提供することを目指して開設しています。

ア　新築やリフォームの設計や工事などの事業者

イ　住宅に関する中立的な相談窓口やその相談事例など

（http://www.sumai-info.jp/ ）

---

10) 日向市建築物安全安心推進協議会は、日向市民が安心して相談できる環境を整備し、関係団体、関係行政機関等と密接な連携を取りながら、市民の建築物等の安全対策等を支援し、もって市民が安全・安心に住めるまちづくりを推進することを目的とする協議会です。
会員は、（一社）宮崎県建築士会日向支部、（一社）宮崎県建築士事務所協会県北支部日向分会、日向地区建設業協会建築委員会、日向建築設計事務所会、その他協議会が認める団体で構成されています。

４　地震時の総合的な安全対策を図るための取組

（１）建築物等における被害の防止対策

平成１７年３月の福岡県西方沖地震や同年８月の宮城県沖地震、平成２３年３月の東日本大震災等の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策及び地震時のエレベーターの閉じ込め防止対策が指摘されているところであり、宮崎県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、建物所有者等に必要な対策を講じるよう指導を行っていきます。

（２）地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定[11)]が必要となった場合、県及び市は判定実施本部等を設置し、応急危険度判定士[12)]の派遣要請や判定活動の実施等必要な措置を講じ、余震による二次災害の未然防止に努めます。

「被災建築物応急危険度判定制度」については、阪神・淡路大震災により、その重要性が認識され、県においても、約１，０００名（本市においては約５０名）の「宮崎県被災建築物応急危険度判定士」の養成・登録が行われています。

また、判定士の能力向上と安定的な養成・確保を図るため、県と連携して講習会や被災シミュレーションによる研修会を実施するとともに、円滑な登録の更新やこの制度の機能維持に努めます。

５　地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

耐震改修促進法第５条第３項第３号及び第６条第３項第２号に基づき、大地震時に沿道建築物の倒壊により緊急車両の通行や避難に支障がないよう、当該建築物の所有者が耐震診断を行い、その結果により耐震改修を行うよう努めなければならない道路を、次のとおり指定します。

また、市は該当する建築物所有者に対し周知を行い、当該建築物の耐震化の促進に努めます。

■緊急輸送道路（宮崎県指定）（表２-４）

大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に指定される道路で、宮崎県建築物耐震改修促進計画では「宮崎県地域防災計画で定められた第１次、第２次緊急輸送道路」を指定しています。

---

11) **被災建築物応急危険度判定**　：余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度を判定・表示等を行うこと。

12) **応急危険度判定士**　：被災建築物応急危険度判定に従事する者として、知事が定める者。

表２-４　耐震改修促進法第５条第３項第３号に基づく道路の指定

（平成２８年３月現在）

地震発生時に通行を確保すべき道路として指定する道路（県指定）	
第１次緊急輸送道路	第２次緊急輸送道路
○ 東九州自動車道 ○ 一般国道１０号 ○ 一般国道３２７号 ※ ○ 一般国道３２７号バイパス ○ 一般国道４４６号 ※ ○ 県道２２号東郷西都線 ○ 県道５１号中野原美々津線 ○ 県道１５号日知屋財光寺線 ○ 県道３０２号高鍋美々津線 ※ ○ 市道３５号塩見大池線 ○ 市道３６号塩見美々津線 ○ 臨港道路細島線	○ 一般国道３２７号 ※ ○ 一般国道４４６号 ※ ○ 県道３０２号高鍋美々津線 ※

※ 第１次・第２次が混在

■緊急輸送道路及び市内の緊急輸送を担う道路（市指定）（表２-５）

宮崎県指定の第１次、第２次緊急輸送道路を補完する道路で、市域内での災害応急活動のための各地区の防災関係施設を結び、日向市地域防災計画で定めた緊急輸送道路及び市内の緊急輸送を担う道路のうち、重要な道路とします。

表２-５　耐震改修促進法第６条第３項第２号に基づく道路の指定

（平成２８年３月現在）

地震発生時に通行を確保すべき道路として指定する道路（市指定）	
主要地方道	一般県道・市道
○ 県道２３号細島港線 ○ 県道１５号日知屋財光寺線 ○ 県道５１号中野原美々津線 ○ 県道２２号東郷西都線 ○ 県道２２５号八重原延岡線	○ 県道２２６号土々呂日向線 ○ 県道３０２号高鍋美々津線 ○ 県道２３０号細島港日向市停車場線 ○ 県道２３１号美々津停車場線 ○ 県道２３４号中渡川下三ケ線 ○ 県道３０１号山陰都農線 ○ 市道１号中央通線

第３章　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

市は、建築物の耐震化に関する啓発及び知識の普及活動を引き続き積極的に実施していきます。

１　地震被害想定結果等の周知

市民自らが耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修を実施していくためには、自分が住んでいる地域の地震に対する危険性を十分に認識することが必要です。県は、地震の被害想定結果等をインターネットで公表しています。市においてもこれを活用し、地震に関する地域の危険度について周知を図ります。

【宮崎県】最大クラスの地震動に関する想定（平成２５年）
http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kiki-kikikanri/kurashi/bosai/page00168.html

【宮崎県】南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定（平成２５年）
http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kiki-kikikanri/kurashi/bosai/page00172.html

２　パンフレットの作成・配布、木造住宅耐震化相談会・出前講座等の開催

既存建築物の耐震性の向上を図るため、広報・ホームページ等の活用やパンフレットの作成・配布、セミナー、アドバイザー派遣による木造住宅耐震化相談会及び出前講座等の開催を通じて、市民や建築物所有者等に対する普及・啓発に努めてきたところですが、今後も日向市建築物安全安心推進協議会をはじめとする建築関連団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種助成制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発を図ります。

木造住宅耐震化相談会の様子

３　リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが効果的であり、また、費用面でのメリットもあることから、県や建築関連団体と連携し、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図ります。

４　自治会等との連携

地震防災対策の基本は、「自助」・「共助」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要であることから、市が、市内に９８箇所ある自治会や８７箇所ある自主防災組織と連携して実施する、地域における地震時の危険箇所の点検等や地震防災対策の啓発・普及、地域全体での住宅等の耐震化の促進への取組を支援します。

５　耐震改修工事現場への「のぼり旗」の掲示

木造住宅耐震改修の補助事業で実施する耐震改修工事中の現場に、「のぼり旗」を掲げて本事業のＰＲを行います。

※　耐震改修を行う住宅所有者及び施工者の承諾が得られた場合に貸与します。

耐震改修工事現場に掲示するのぼり旗

第４章　建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方

耐震改修促進法改正により、住宅をはじめとするすべての既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震化に努めることとされたことから、市は以下の事項に取り組みます。

１　耐震改修促進法による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施

耐震改修促進法により定義される建築物の所有者に対して、耐震診断又は耐震改修の指導及び助言を行うものとし、特にその倒壊を防止する必要性が高いものについては、より具体的な対応を求める指示や公表を優先的に行うこととします。

耐震改修促進法による指導及び助言、指示、公表の対象となる建築物は表４-１のとおりです。また法による規制対象建築物の一覧は表４-２（Ｐ２０）に示します。

表４-１　耐震改修促進法による耐震診断又は耐震改修の規制対象建築物

<table>
<tr><th rowspan="3"></th><th colspan="4">耐震診断</th><th colspan="3">耐震改修</th></tr>
<tr><th rowspan="2">所有者</th><th colspan="3">所管行政庁</th><th rowspan="2">所有者</th><th colspan="2">所管行政庁</th></tr>
<tr><th>報告命令
・
結果公表</th><th>指導
・
助言</th><th>指示
・
公表</th><th>指導
・
助言</th><th>指示
・
公表</th></tr>
<tr><td>①要緊急安全確認
大規模建築物
（不特定多数のものが利用する大規模建築物等であって耐震不明建築物であるもの）</td><td>義務</td><td>○</td><td></td><td></td><td rowspan="3">努力義務
（地震に対する安全性の向上を図る必要が有るとき）</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>②要安全確認計画記載建築物
（今後指定を検討）</td><td>義務</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>③特定既存耐震不適格建築物
（多数の者が利用する一定規模以上の建築物等、本促進計画に定めた道路を閉塞させる建築物）</td><td>努力義務</td><td></td><td>○</td><td>○
（地震に対する安全性の向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る）
※ 表4-2参照</td><td>○</td><td>○
（地震に対する安全性の向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る）
※ 表4-2参照</td></tr>
<tr><td>④既存耐震不適格建築物
（住宅や小規模建築物を含め耐震関係規定に適合しない全ての建築物）</td><td>努力義務</td><td></td><td>○</td><td></td><td>努力義務
（必要に応じ）</td><td>○</td><td></td></tr>
</table>

※ ③は①を包含し、②を除いている。右欄は③であって①以外のものについて記載。
④は①、②、③を包含している。右欄は④であって①、②、③以外のものについて記載。

（1）要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法に定める要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断の実施が義務付けられます。（附則第３条、施行令附則第２条・第３条）

所管行政庁は、耐震診断結果の公表を行い、未報告者等へは、耐震診断結果の報告命令を行うものとします。（第９条・第８条）

また、耐震改修について必要な指導及び助言、指示を行い、さらに必要に応じ、公表を行うものとします。（第１２条）

（2）要安全確認計画記載建築物

県及び市は、耐震改修促進法に基づき要安全確認計画記載建築物を指定し、促進計画に位置づけることができるとされています。

（県：第５条第３項第１号・第５条第３項第２号／市：第６条第３項第１号）

指定された建築物の所有者は、耐震診断の実施が義務付けられます。（第７条）

所管行政庁は、耐震診断結果の公表を行い、未報告者等へは、耐震診断結果の報告命令を行うものとします。（第９条・第８条）

また、耐震改修について必要な指導及び助言、指示を行い、さらに必要に応じ、公表を行うものとします。（第１２条）

※　要安全確認計画記載建築物は、今後指定を検討します。

（3）特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法に定める特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならないと規定されています。（第１４条）

所管行政庁は、当該特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断又は耐震改修について必要な指導及び助言、指示を行い、さらに必要に応じて、公表を行うものとします。（第１５条）

（4）既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法では、住宅をはじめとする前記（１）～（３）の建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならないと規定されています。（第１６条第１項）

所管行政庁は、当該特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断又は耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとします。（第１６条第２項）

２　耐震診断又は耐震改修の指導等の方法

市は、建築物の所有者に対して耐震改修促進法に基づく「指導」及び「助言」並びに「指示」を行います。

（１）指導及び助言の方法

「指導」及び「助言」は、パンフレットや啓発文書により既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促し、その実施に関する相談に応じる方法で行います。

なお、耐震改修促進法に基づく指導及び助言の対象となる建築物の用途・規模は、表４-２のとおりです。

（２）指示の方法

「指示」は、特にその耐震性の向上を図る必要性が高いものについて所管行政庁からの「指導」及び「助言」のみでは耐震診断、耐震改修を実施しない場合において建築物の所有者に対し、その実施を促し、さらに、協力が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を明示した指示書を交付する等の方法で行います。

なお、耐震改修促進法に基づく指示の対象となる建築物の用途・規模は、表４-２のとおりです。

（３）指示に従わないときの公表の方法

「公表」は、建築物の所有者に対して「正当な理由」がなく、所管行政庁からの耐震診断又は耐震改修の「指示」に従わないときに行います。「公表の方法」については、耐震改修促進法に基づく公表であること、対策に結びつくこと等を考慮する必要があり、市の広報への登載やホームページへの掲載等により行います。

３　建築基準法による勧告又は命令等の実施

原則として、耐震改修促進法に基づく公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない建築物のうち、建築基準法第１０条の規定に該当する建築物については、その所有者に対し、同条の規定に基づく勧告又は命令を行うことを検討します。

参考：建築基準法第１０条では、同法第６条第１項第１号に掲げる特殊建築物又は階数が５以上で延べ面積が１，０００㎡を超える建築物等について損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると認める場合において、特定行政庁（県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市）はその建築物の所有者等に保安上必要な措置をとることを勧告、場合によっては命令をすることができるとされています。

４　耐震改修促進法による耐震診断又は耐震改修の指導等、建築基準法による勧告又は命令についての県との連携

市は、所管行政庁が優先的に指導等を行うべき建築物の選定及び指導等実施の手順、公表、また、建築基準法の勧告、命令についても、その実施等のあり方等について県との統一的な運用を図るとともに連携して行います。

表４-２　耐震改修促進法における規制対象一覧　（※義務付け対象は旧耐震建築物）

特定既存耐震不適格建築物の種類		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	２階以上かつ 1,000㎡以上	２階以上かつ 1,500㎡以上	２階以上かつ 3,000㎡以上
	上記以外の学校	３階以上かつ 1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		１階以上かつ 1,000㎡以上	１階以上かつ 2,000㎡以上	１階以上かつ 5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設		３階以上かつ 1,000㎡以上	３階以上かつ 2,000㎡以上	３階以上かつ 5,000㎡以上
病院、診療所		３階以上かつ 1,000㎡以上	３階以上かつ 2,000㎡以上	３階以上かつ 5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		３階以上かつ 1,000㎡以上	３階以上かつ 2,000㎡以上	３階以上かつ 5,000㎡以上
集会場、公会堂		３階以上かつ 1,000㎡以上	３階以上かつ 2,000㎡以上	３階以上かつ 5,000㎡以上
展示場		３階以上かつ 1,000㎡以上	３階以上かつ 2,000㎡以上	３階以上かつ 5,000㎡以上
卸売市場		３階以上かつ 1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		３階以上かつ 1,000㎡以上	３階以上かつ 2,000㎡以上	３階以上かつ 5,000㎡以上
ホテル、旅館		３階以上かつ 1,000㎡以上	３階以上かつ 2,000㎡以上	３階以上かつ 5,000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		３階以上かつ 1,000㎡以上		
事務所		３階以上かつ 1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム等に類するもの		２階以上かつ 1,000㎡以上	２階以上かつ 2,000㎡以上	２階以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等に類するもの		２階以上かつ 1,000㎡以上	２階以上かつ 2,000㎡以上	２階以上かつ 5,000㎡以上
幼稚園、保育所		２階以上かつ 500㎡以上	２階以上かつ 750㎡以上	２階以上かつ 1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		３階以上かつ 1,000㎡以上	３階以上かつ 2,000㎡以上	３階以上かつ 5,000㎡以上
遊技場		３階以上かつ 1,000㎡以上	３階以上かつ 2,000㎡以上	３階以上かつ 5,000㎡以上
公衆浴場		３階以上かつ 1,000㎡以上	３階以上かつ 2,000㎡以上	３階以上かつ 5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等に類するもの		３階以上かつ 1,000㎡以上	３階以上かつ 2,000㎡以上	３階以上かつ 5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等、サービス業を営む店舗		３階以上かつ 1,000㎡以上	３階以上かつ 2,000㎡以上	３階以上かつ 5,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場を除く。）		３階以上かつ 1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶、航空機の発着場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		３階以上かつ 1,000㎡以上	３階以上かつ 2,000㎡以上	３階以上かつ 5,000㎡以上
自動車車庫など自動車の停留又は駐車のための施設		３階以上かつ 1,000㎡以上	３階以上かつ 2,000㎡以上	３階以上かつ 5,000㎡以上
保健所、税務署など公益上必要な建築物		３階以上かつ 1,000㎡以上	３階以上かつ 2,000㎡以上	３階以上かつ 5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で規定するもの	500㎡以上	１階以上かつ 5,000㎡以上
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が 12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は 6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

第５章 その他建築物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修の促進に関し必要な事項

１　関係団体との連携

建築物の耐震化を促進するためには、日向市建築物安全安心推進協議会をはじめとする建築関係団体や宮崎県建築連絡協議会等と協働して、市民への働きかけや市の相談業務の補完などを実施し、今後とも、各建築団体等と更なる連携を図り、所有者に対する啓発等を行っていきます。

２　その他

本計画は、原則５年ごとに検証し、必要に応じて内容を見直すものとします。